

道南勤医協 江差診療所
訪問リハビリテーションゆいっこ
運営規程

(事業の目的)

- 第1条 社会医療法人道南勤労者医療協会が開設する道南勤医協江差診療所（以下「事業所」）で実施するみなし訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、事業の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従事者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、心身機能の維持、回復を図り生活の向上が図れるように支援する。要支援者の、心身機能の維持、回復を図り、生活機能の維持又は向上をめざす。
事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。
- (1) 名 称 訪問リハビリゆいっこ
 - (2) 所在地 江差町中歌町 199 番 6 号、道南勤労者医療協会 江差診療所

(従業員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。
- (1) 管理者 医師 1 名
管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
 - (2) 従事者 作業療法士 1 名（常勤）、理学療法士 1 名（常勤）

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。
- (1) 営業日 毎週月曜日から金曜日とする。
(ただし 8 月 13 日、12 月 30 日から 1 月 3 日及び祝日は除く)
 - (2) 営業時間 月曜日から金曜日 9：00～16：30

(訪問リハビリテーションの内容)

- 第6条 訪問リハビリテーションの内容については次の通りとする。
- (1) 居宅介護計画に基づき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション

(利用料金等)

- 第7条 事業を利用した際の利用料については、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領分及び法定代理受領分以外においては、介護報酬に基づくものとする。

(利用定員)

- 第8条 月曜日から金曜日の利用定員は 60 名を限度とする。

(通常の事業の実施地域)

- 第9条 通常の事業の実施地域は、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町の区域とする。

(サービス実施にあたっての留意事項)

- 第10条 事業者はサービスの実施にあたって、本人または家族との情報交換を密にし、適切なサービス

スが実施されるよう努力する。

(緊急時対策)

第11条 理学療法士等の従事者は、事業実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が発生した際は、必要により臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡をし、適切な処置を行うこととする。

理学療法士等は、前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第14条 当事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次に業務を実施する。

- 一 消火、通報及び避難の訓練
- 二 消防設備、施設等の点検及び整備
- 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督

2 当事業者は、地震・風水害等に対し、防災計画を作成するとともに、計画に基づき次の業務を実施する。

- 一 避難訓練の実施

(苦情処理)

第15条 管理者は、提供した指定通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(個人情報の保護)

第16条 利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(ハラスメントの対応)

第17条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場においてのハラスメントや、利用者又はその家族からのハラスメントにより、就業環境が害される事や、サービスの質の低下、信頼関係の悪化を防止するため措置を講じる。

(虐待防止に関する事項)

第18条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する

ものとする。

(身体的拘束等の対応)

- 第19条 当事業所の従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこととする。
- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(衛生管理)

- 第20条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他運営に関する留意事項)

- 第21条 事業内容の向上を資するために、従事者は常に自己研鑽に励むとともに必要な研修の機会が与えられるものとする。
- 1 事業者は業務上知りえた利用者もしくは、その家族の秘密を保持する。従事者でなくなった後においても同様とする。
- 2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、医療法人道南勤労者医療協会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規定は令和3年 7月1日から施行する。
令和6年 6月1日 一部変更する。

訪問リハビリテーションゆいっこ 重要事項説明書

当事業所の利用をご希望される皆様が、安心してサービスを利用いただけますよう、当事業所の概要、サービスの内容および契約上の留意事項などについて、下記のとおりご説明いたします。

【1】事業所の概要

事業所名	訪問リハビリテーションゆいっこ
所在地	〒043-0034 檜山郡江差町中歌町 199 番 6 号
事業者指定番号	
管理者・連絡先	管理者名： 大城 忠 電話番号： 0139-52-1366
サービス提供地域	檜山郡江差町・上ノ国町・乙部町・厚沢部町

【2】当事業所のサービスの方針および内容

(1) 当事業所のサービスの方針

当事業所では、要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限り、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、居宅介護支援事業所や主治医、また他の保健医療サービス、福祉サービスと連携を取り、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復をめざします。

(2) サービスの内容

- ① 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションが必要であると、主治医が認めた要介護者や要支援者に対して、理学療法士等が、居宅を訪問して療養上の世話や診療の補助を行います。
- ② 利用される方の希望、主治医の指示、居宅サービス計画に沿った訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画の作成を行います。計画の作成にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者・家族と面接して解決すべき課題把握（アセスメント）するとともに、継続的に実施状況の把握と評価をしながら、必要に応じて見直し等を行います。
- ③ 訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リハビリテーション計画の内容について利用者・家族に説明するとともに、文書による同意を得ます。作成した訪問リハビリテーション計画は、利用者またはその家族に交付します。
- ④ サービスの質の向上を図る観点から、サービスの実施状況の把握や利用者・家族との面接(モニタリング)を行うとともに、サービス担当者会議等を開催して専門的意見の聴取等を行います。

【3】当事業所の職員体制

職 種	員 数 等
管 理 者	1 名
訪問リハビリテーション職員	理学療法士 1 名（常勤） 作業療法士 1 名（常勤）

【4】営業日・営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日
営 業 時 間	8 時 45 分～17 時 00 分

* 国民の祝日、8 月 13 日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日までは非営業日とさせていただきます。

【5】利用者負担金等について

- (1) 介護保険適用のサービスについては、給付負担割合証に基づいた割合が利用者負担となります。また、介護保険の給付の範囲を超えたサービスについては、全額自己負担となります。
- (2) 料金については別紙の料金表に掲載している通りです。（※別紙 料金表参照）
- (3) 事業所が定める通常のサービス提供実施地域を越える場合のご利用については、交通費の支払いが必要になります。自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を超えた距離が片道おおむね 5 km 以上 3 百円となります。

- (4) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける事とします。
- (5) 利用料の支払いについては、サービス提供日にお支払いいただく事を基本とさせていただきます。お支払い頂いた時に領収証を交付いたします。

【6】 サービスの中止・変更等の連絡について

- (1) 利用される方の事情でサービス提供を中止したり変更したりする場合には、予め連絡してください。
- (2) 契約を解除することができます。その際の費用は一切かかりません。
- (3) 訪問リハビリテーション等計画のキャンセルを希望する場合は前々日までに連絡してください。当日のキャンセルは、キャンセル料を申し受ける事になりますのでご了承下さい。但し、ご利用者の容態の急変など、緊急止むを得ない事情がある場合にはキャンセル料は不要です。

時 期	キャンセル料
サービス利用日の前々日まで	無料
サービス利用日の当日	利用者負担金の 100%

【7】 緊急時・事故発生時の対応について

- (1) サービス提供中に利用者の病状の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、利用者に対し応急処置・医療機関への連絡・搬送等の措置を講じ、速やかに利用者の家族等に連絡を行います。
- (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (3) 事業所の責めに帰すべき事故については、速やかに損害賠償を行います。
- (4) 事故の原因を解明するとともに、再発防止にむけた対策を講じます。
- (5) 緊急時・事故発生時の連絡先

管理医療機関等	氏名等： 連絡先：
家族等緊急時連絡先	氏 名： 連絡先：

【8】 相談・苦情等に対する体制と手順

- (1) サービスに関する相談や苦情等に対する窓口は下記のとおりです。

訪問リハビリテーションゆいっこ	担当職員：中尾 健 連 絡 先：電話番号 0139-52-1366 対応時間：8 時 45 分～17 時
-----------------	--

- (2) 苦情処理の体制および手順について

- ① 苦情がよせられた場合は、ただちに訪問するなどして詳しく状況を把握し、関係する職員、サービス事業所からの聞き取りを行う等します。
- ② 苦情等については、事業所として検討し対応します。
- ③ 寄せられた苦情の内容および対応の経過等を記録し、事業所職員の再発防止に役立てるようにします。

- (3) その他公的機関においても、苦情申し出等ができます。

江差町役場 高齢あんしん課 介護保険係	〒043-8560 北海道檜山郡江差町字中歌町 193-1 TEL：0139-52-6726 FAX：0139-52-5666
北海道国民健康保険団体連合会 (国保連)	札幌市中央区南 4 条西 14 丁目 国保会館 電話番号：011-231-5161 FAX 番号：011-231-5178

【9】 高齢者虐待防止について

当事業所は、利用者などの人権の擁護・虐待の防止のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成等適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整える他、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

【10】身体拘束防止への取り組み

利用者に対する身体拘束防止のための必要な措置を次に掲げるとおり行います。

- (1) 身体拘束防止についての研修を通じて、身体拘束の身体・精神に与える影響を学び、利用者の人権遵守につなげます。
- (2) 生命に危険が及ぶなどの緊急の事情がある場合には身体拘束の必要性を家族に説明し、了承を得たうえで行います。

【11】利用者の秘密保持について

- (1) 個人情報等に関する相談や苦情等に対する窓口は下記のとおりです。

訪問リハビリテーションゆいっこ	担当職員：中尾 健 連絡先：0139-52-1366 対応時間：8時45分～17時
-----------------	---

- (2) 当事業所の従事者は、サービス提供する上で知り得た、利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、利用解約後も同様です。
- (3) 当事業所は、個人情報の取り扱いについて下記に定める限り、ご利用者およびご家族の代表者等から同意を頂くことによって、情報を提供することとします。

【12】個人情報の取り扱いについて

- (1) 当事業所では、個人情報の利用目的及び管理について別紙に定め、個人情報の取り扱いを厳重に行っています。
- (2) 当事業所では、居宅サービス計画にそって、ご利用者へのサービスが円滑に効果的に提供されるために実施される、サービス担当者会議等、介護支援専門員とサービス事業者あるいは主治医等との連絡・調整、学習実習及び職員の学術研究において必要とされる場合、居宅サービス計画の内容について関係する行政機関及び行政から委託を受けた機関より報告や情報提供を求められた場合に、ご利用者およびご家族の個人情報を使用することがあります。使用するにあたっての条件は、次のとおりです。
 - ① 個人情報の提供は、必要最小限とし提供にあたっては関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払うこと。
 - ② 個人情報を使用する場合には、会議名、参加者名、内容等について、記録し保管することとする。
 - ③ 学術研究・調査活動により個人の情報が特定される場合については事前に説明し、同意を得た上で使用することとする。

【個人情報の取り扱いに関する確認欄】

上記、個人情報の取り扱いについて説明を受け、その取り扱いについて

(同意する・同意しません) 年 月 日 ご利用者サイン

(同意する・同意しません) 年 月 日 ご家族サイン

【13】業務継続計画の策定

- (1) 感染症予防及び感染症の発生時の対応（衛生管理を含む）
 - ・事業所は、施設における感染症の発生または食中毒の予防及び蔓延の防止のため必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
 - ・事業所は、感染対策の指針を整備します。
 - ・事業所は、感染症発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修、発生時の訓練を行います。
- (2) 非常災害対策
 - ・事業所は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

【14】ハラスメントの防止について

事業者は、事業所職員等の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるように、次に掲げるとおりハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為 上記は、事業所職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が 発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 事業所職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

【15】衛生管理等

- (1) サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

職員に対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。

訪問リハビリテーション利用同意書

訪問リハビリテーションゆいっこ 宛て

重要事項説明書 説明者： 印

訪問リハビリテーション契約の締結にあたり、重要事項説明書の内容について説明を受け、理解したうえで同意します。

年 月 日

利用者 氏 名 印

代筆または代理人

氏 名 印

(利用者との関係)

家族氏名 印

住 所

(利用者との関係)

訪問リハビリテーションゆいっこ 料金表 (負担割合別)

			訪問リハビリテーション			介護予防訪問リハビリテーション		
			1割	2割	3割	1割	2割	3割
基本料金（20分）			308	616	924	298	596	894
加算	サービス提供体制強化加算（20分）		3	6	9	3	6	9
	毎回	短期集中リハビリテーション実施加算 <u>（退院から3ヶ月以内に2回以上/週）</u>	200	400	600	200	400	600
		リハビリテーションマネジメント加算1	180	360	540			
		リハビリテーションマネジメント加算3	270	540	810			
※ご利用料金の例（要介護、1割、1回40分）								
1回当たりの訪問リハビリテーション料 ⇒			1072	円	40 分			
1か月当たりの訪問リハビリテーション料 ⇒			2938	円	4 回分			

※注意

主治医が江差診療所以外の場合、3ヶ月に一度往診が必要となり **約¥800～3000** かかります。

医療保険負担割合によって金額が異なります。

2024年6月1日